

岡山県所管障害福祉サービス事業所等 管理者 様

岡山県子ども・福祉部指導監査課

令和8年度福祉・介護職員等処遇改善加算の算定に係る
処遇改善計画書等の提出について

令和8年6月分から福祉・介護職員等処遇改善加算に係る報酬改定が行われることに伴い、令和8年3月31日に「福祉・介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和8年度分）」（厚生労働省通知）を送付したところです。

提出期限を変更したため、岡山県での処遇改善計画書等の提出期限等を改めてお知らせします。

記

1 令和8年4月分及び5月分を算定する事業者等

○処遇改善計画書

- ・提出期限：4月22日（水）
- ・6月以降の算定に係る処遇改善計画（これらの事業者に所属する令和8年6月から新たに処遇改善加算が新設される加算新設事業所※に係る処遇改善計画も含む）もあわせて提出してください。
- ・令和7年度に加算を算定しており引き続き算定する事業所も提出が必要です。

○体制届及び体制等状況一覧表

- 1) 4月、5月から新規に算定を開始する又は加算区分を変更する事業所
 - ・提出期限：4月22日（水）
- 2) 6月から新規に算定を開始する（下記「2」の場合を除く）又は加算区分を変更する事業所
 - ・提出期限：5月15日（金）
 - ※Ⅰ又はⅡを算定している場合、6月からⅠ（Ⅱ）イ又はロに区分が分かりますので、加算区分を変更する場合に該当するものとし、体制届等を提出してください。
 - ※6月から新設の加算区分が反映された体制等状況一覧表は別途県HPに掲載する予定です。

2 令和8年6月分から算定を開始する加算新設事業所※のみが所属する事業者等

- 処遇改善計画書及び体制届等をあわせて提出
- 提出期限：6月15日（水）

※加算新設事業所：地域相談支援、（計画相談支援、障害児相談支援は市町村所管）

3 上記以外の場合

- 処遇改善計画書及び体制届等をあわせて提出
- 提出期限：算定を開始する前々月末日（原則どおり）

4 提出先

- 事業所を所管する県民局の健康福祉課事業者（第二）班へ提出

5 その他

- 届出にあたっては、岡山県子ども・福祉部指導監査課のホームページ「福祉・介護職員等処遇改善加算の算定について（障害福祉サービス等）（旧特定処遇改善加算、旧ベースアップ等加算）」で算定要件等を確認のうえ、必要な届出を行ってください。
<https://www.pref.okayama.jp/page/571261.html>
- 岡山県以外の指定権者（各市町村等）に対する届出等については、各指定権者にお尋ねください。